

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所型サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）重要事項説明書
(令和6年4月1日から適用)

サービス提供開始にあたり、当事業者が事前に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人クローバー・サービス
主たる事務所の所在地	〒622-0314 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山53番地
代表者（職名・氏名）	理事長 山下幾雄
設立年月	平成 12 年 1 月
電話番号	0771-88-5014

2. 事業所の概要

事業所の名称	クローバー・デイサービスセンター	
サービスの種類	第1号通所型サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒622-0321 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山41番地1	
電話番号	0771-88-0138	
指定年月日・事業所番号	平成18年6月1日	2671500193
利用定員	17人	
通常の事業の実施地域	船井郡京丹波町の地域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すことを目標とします。
運営の方針	当事業所は、利用者の身体状況・生活環境などを踏まえ、「じっくりゆったり寄り添い介護」を信条に、各個人にあったサービスを提供します。利用者の心身機能の維持回復、身体的及び精神的な衛生環境を整え、住み慣れた地域や自宅において自立した日常生活を送れるように支援していきます。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、地域に開かれた運営及び総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所型サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日から金曜日まで (土曜日及び12/29～1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分(7時間)の間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員(介護職員兼務)	常勤 3人 非常勤 1人
看護職員(機能訓練指導員兼務)	常勤 1人 非常勤 4人
介護職員	常勤2人 非常勤 7人

事業所の管理者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	林 晃平
--------	------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本サービス料」は以下のとおりであり、自己負担は、原則として負担割合証に記載されている額(1割から3割)となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所型サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)の利用料は、基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【介護予防通所介護相当】

対象者	利用回数/ 月 (実績)	基本サービス料	加算(月額)	
			サービス提供体制強化加算I	介護職員処遇改善加算I
事業対象者・要支援1	1～4回	1回あたり 4,360円	880円	所定単位数 × 9.2%
	5回以上	1ヶ月定額で 17,980円		
事業対象者・要支援2	1～7回	1回あたり 4,470円	1760円	
	8回以上	1ヶ月定額で 36,210円		

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の金額に相当する金額であり、介護予防通所介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。その場合は、事前に書面でお知らせします。

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき600円の食費をいただきます。(おやつ代込)
おむつ代	おむつの提供をする場合、パット1枚25円、紙パンツ1枚150円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

第1号通所型サービス事業(介護予防通所介護相当)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

毎月末に締め切り、翌15日までに前月分の請求をします。お支払いは毎月28日に郵便局口座から自動引落をさせていただきます。この方法が困難な場合は、相談に応じます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに利用者の家族、担当のケアマネジャー等及び京丹波町保健福祉課へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0771-88-0138 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	京丹波町福祉支援課	電話 0771-86-1800
	京都府国民健康保険団体連合会	電話 075-354-9090

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当のケアマネジャー等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えています。

防災・避難訓練 年2回

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成23年2月22日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
評価結果の開示状況	申し出があった場合開示する。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山53番地
 事業者(法人)名 特定非営利活動法人
 クローバー・サービス
 代表者 山下幾雄

説明者・クローバー・デイサービスセンター

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
 また、私及び家族の個人情報については、必要最小限の範囲で使用することについても同意します。

利用者 住所 京都府船井郡京丹波町
 氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所
 本人との続柄
 氏名

立会人 住所
 氏名